

業務委託契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と、△△△△株式会社（以下「乙」という）は、次のように業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、第2条に定める業務を委託し、乙がこれを受託することについて、その条件及び両当事者の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

第2条（業務内容）

甲は、乙に対し、次の業務（以下「本件業務」という）を委託する。

- 〇〇〇〇〇〇業務
- 前号に付随または関連する業務

第3条（契約期間）

委託期間は、YYYY/MM/DDより、YYYY/MM/DDまでとする。

第4条（委託料）

- 本契約における甲から乙に対する委託料は、以下の通りとする。
1カ月当たり〇〇〇〇〇〇円（消費税別）。
- 委託料は、毎月〇〇日締め翌月〇〇日払いとする。甲は乙に、乙の指定する金融機関の口座に、振込送金にて行う。振込手数料は、甲の負担とする。

第5条（成果物の権利帰属）

本件業務の遂行により生じた成果物（以下「本件成果物」という）に関する著作権その他一切の知的財産権は、乙が甲に対し委託料の支払いを受けた時をもって、乙から甲に帰属する。なお、乙は甲および甲の指定する第三者に対し、本件成果物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

第6条（再委託の制限）

乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。乙が再委託を行った場合、再委託先の行為について乙が甲に対して責任を負う。

第7条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第8条（秘密保持）

- 甲および乙は、本契約に関して知り得た相手方の業務上または技術上の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

2. 前項の義務は、本契約終了後も1年間存続するものとする。

第9条（報告義務）

乙は、甲の求めに応じて、本件業務の進捗状況および結果を甲に報告するものとする。

第10条（契約解除）

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その違反が本契約の目的を達成することができないほど重大であるとき、または相手方が反社会的勢力に該当することが判明したときは、催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

第11条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、テロ、法令の改廃、疫病の流行その他甲乙の責めに帰すことができない事由により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲および乙はその責任を負わないものとする。

第12条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録の保管を行う。

締結日： 令和10年10月10日

(甲) 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
名 称 〇〇〇〇株式会社
代表者名 鈴木一郎 印

(乙) 住 所 △△県△△市△△区△△町△△番地
名 称 △△△△株式会社
代表者名 田中太郎 印